

# パリ日本語補習校 学則

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本学則は、パリ日本語補習校規則（以下、補習校規則）第5条により、就学に関する諸事項を定め、補習校規則第3条の目的を達成することを目的とする。

### 第2条（学年および学期）

パリ日本語補習校（以下、補習校）の学年は、9月1日に始まり、翌年6月30日に終わる期間とする。（授業数の関係により、7月第1週まで授業が行われることもある）

### 第3条（授業時間および休校日）

1項 本校の授業時間は、毎週水曜日および土曜日を原則とするが、諸般の都合や行事などによる変更はこの限りではない。

2項 以下の期間に入る水曜日および土曜日は休校日とする。

（1）夏期休校日（7月第1週目から9月新学期日まで）

（2）その他のフランスの祭日

3項 校長は、前項に定めた休校日を変更する必要があると認めた場合には、事前に日本語補習校運営委員会（以下、運営委員会）の承認を得て、休校日を変更することができる。

### 第4条（臨時休校）

1 校長は、不測の事態発生またはその恐れがある場合には、補習校を臨時に休校することができる。

2 校長は、前項により、補習校を臨時休校したときには、速やかに次のことを運営委員会に報告しなければならない。

（1）休校理由とその概要

（2）休校とする期間

## 第2章 入学

### 第5条（会員の義務）

本校に入学希望のものは、フランス協会法の規定により、在仏日本人会会員あるいは会員家族に限られる。例外として会員でないものが入学を希望する場合、規定の追加金を支払う必要がある。

### 第6条（届出の義務）

本校に入学希望のものは、所定の入学手続きを申請し、運営委員会の許可を得るものとする。

## 第3章 通学

### 第7条（通学の責任）

本校への送迎は時間厳守を旨とし、校舎入り口まで保護者の責任で行う。通学時のいかなる責任も本校は持たない。

## 第4章 除籍

### 第8条（学校経費の未納）

本校は、授業料が1期以上未納で、事務局からの催促にもかかわらず、期限内に収められなかった場合には、やむをえない事情がある場合を除き、除籍とする。

### 第9条（遵守）

本校は、児童・生徒もしくはその保護者の言動と行為が、本校の名誉と運営に著しく支障をもたらす場合、注意ならびに警告を行うことがある。その上で、改善が認められない場合には、退学とする。

## 第5章 休学

### 第10条（届出の義務）

本校を一ヶ月以上長期欠席する場合は、所定の休学手続きを申請し、運営委員会の許可を得ることとする。

## 第6章 出席停止

### 第11条（出席停止）

校長は、伝染病またはその恐れのある児童・生徒の保護者に対し、該当児童・生徒の登校停止を要請し、児童の出席を停止することができる。

## 第7章 教育課程

### 第12条（教育課程の編成）

- 1項 補習校の教育課程の編成は、補習校の教育方針をもとに校長が編成する。
- 2項 校長は各年度における教育課程の編成、計画、実施などの状況を運営委員会に報告する。

### 第13条（学級編成）

- 1項 学級編成は校長が行う。
- 2項 校長は、学級編成を運営委員会に報告する。
- 3項 生徒の進級については、担任の意見をもとに決定する。

第 14 条（学校行事）

校長は各種の学校行事を実施する場合、事前に運営委員会に報告する。なお、学校行事は授業時間とみなす。

追加事項

教員が欠席した場合、代行のものが授業を行うことを原則とする。やむをえない事情で休講になった場合のみ、授業料を返還する。

同意書を切り取り、入学手続き書類とともに提出してください。

---

同 意 書

生徒名\_\_\_\_\_ならびに保護者名\_\_\_\_\_は、  
パリ日本語補習校の学則に同意し、入学・継続を希望します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

署名